

仙台市いじめ問題専門委員会 議事録
 (第31回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)

教育相談課作成

- ◆ 日時 令和3年8月18日(水) 午後6時05分から午後8時02分まで
- ◆ 場所 本庁舎 2階 第1委員会室
- ◆ 出席委員 ◎部会長 ○副部会長

No.	氏名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	出
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	出
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	出
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

それでは、仙台市いじめ問題専門委員会(第31回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。一部委員にはリモートで参加をしていただいておりますことをご了承いたします。

2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

部会長の小野でございます。前回の委員会は7月27日に予定しておりましたが、台風が直撃ということもありまして流会になってしまいました。本日以降、それを取り戻すべく、なお頑張っていきたいと思っております。現在、1人の委員の方がまだリモートで入っていらっしゃいませんけども、3名の委員の方がリモートでつながっております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進めたいと存じます。それでは、小野部会長、よろしくお願いいたします。

(小野部会長)

それでは、資料について、リモートで参加の委員の方は既に事務局から送付済みだと思いますけれども、資料について事務局から説明をお願いいたします。

(教育相談課長)

委員の皆様事前に郵送いたしました資料は、参考資料⑥追加分、参考資料⑩追加分、28回、29回記者会見記録確定稿、28回議事録確定稿、聴き取り調査記録確定稿、追加分の聴き取り調査記録未定稿、ご遺族要望書等回答案、そして鈴木委員からご提供いただきました資料を参考資料として追加することを確認しておりましたので、それを参考資料45とする表紙、それから資料一覧、高田委員からご提供いただきました意見書、最後に30回調査部会終了時点までの論点整理表でございます。第30回議事録未定稿等につきましては、現在、委員の皆様を確認をいただいております。確定し次第、確定稿を送付させていただきます。以上でございます。

(小野部会長)

それでは、協議に入りますけれども、初めに本日の公開・非公開の確認をいたします。前回の調査部会の最後に、今回の公開・非公開について協議いたしました。その結果として、再発防止に向けての提言についての議論は公開するということを確認いたしましたので、その部分は本日公開で行います。後半のですね、ご遺族要望書への回答及び追加の聴き取り調査の議論については非公開ということに決まりましたので、そのようにさせていただきます。それで、初めに、今、配付資料のご説明がありましたけれども、その中で、高田委員から提供いただいた意見書というものがあると思います。これは、前回、この再発防止に向けての提言という中で、何の再発を防止するのかという根本的な点についての高田委員からのご意見を委員会後に私のほうにお話しいただきまして、それで、先生のお考えをそれでは一つペーパーにまとめてくださいということでお願いして資料を提出いただいた経緯がございました。今この場で、高田委員より改めて本日配付いただいた資料について口頭で補足してお話しいただければと思います。よろしくお願ひします。

(高田委員)

恐れ入ります。お時間いただきありがとうございます。公開の場ですので、どういう方向で話が進むものかということで、私が書いた拙い意見書ですけれども、読み上げさせていただければと思います。いじめ問題対策委員会が出す再発防止への提言についてですが、何の再発を防止するための提言なのかを私たちが求められているのか、いま一つ理解できずにいます。これは高田だけのことなのかもしれませんけども。先日の部会の中でも明確なものは出てこなかったように感じています。これから提言に向けて議論を進める上で、いま一度協議をしておく必要があるのではないのでしょうか。高田なりに、以下、提言の表題を決める上で、現在浮かび上がってきた本事案についての問題点、課題について、考えつくままに書いてみました。参考になれば幸いです。1、いじめの認定について。いじめの認定については、確かに学校側は認定し、行動を起こした様子がうかがえます。しかしながら、そこに軽微なとか、定義上など、いじめと仲間同士のトラブル（本人同士でも解決可能な）との境目を曖昧にする接頭語を付けて対応した形跡がうかがえます。いじめられたと感じ、自分では解決できないと感じている子供とその保護者にとっては、関係児童を指導する立場である教師からそのように捉えられていると感じ取るだけでもかなりの心の負担となっていたはずで、そして、助けを求めた学校から、いじめを認めてもらえない、あるいは認められても、些細なこと、気にし過ぎなどと捉えられていると感じることから来る無力感、ひいては絶望の大きさは想像に難くありません。学校側が

いじめの訴えに真剣に向き合い、いじめられたと感じている子供の心を守るためにはどうすべきなのか、提言ができないものかと考えます。2、学校の対応について。学校の対応に関しての課題は、一言でマニュアル軽視に尽きると考えます。マニュアルにとらわれてはいけないというのは当たり前のことです。そして、マニュアルに従ったとしても必ずうまくいくとは限らないのは当然です。しかしながら、担当した教員や校長を含めた、いわゆるいじめ対策委員会の構成員が従ってもいないマニュアルを無意味なものとして全く顧みていない姿勢は明らかに問題です。いじめについて真剣に考え、対策を模索しているようには見えません。マニュアルの正当性、使いやすさ、その効果は使ってみなければ分からないことです。なぜ、仙台市教育委員会が丁寧に作成し、それを使うように指示したマニュアルを使用しなかったのでしょうか。不備があるというのであれば、使ってみた上で顕在化してくるマニュアルの改善点を確認し、それを報告し、さらに良いマニュアルを作成していくべきです。なぜそうしなかったのか、その理由を明らかにしなければ、再発防止の提言にはつながらないのではないのでしょうか。3、教育委員会の対応について。教育委員会の対応についての課題は、もう少し当時の関係者への聴き取りが必要だと感じていますが、その上で、現在の高田の印象をいって言えば、当事者意識の欠如、言い過ぎであれば不足です。母親から直接相談を受理した時点で教育委員会も本事案の当事者です。しかしながら、その存在は表に出ることはなく、学校の陰に隠れてしまっている印象があります。緊密に連絡を取り合っているとはいえ、とにかく両論併記を前提とした事実確認を型通りに指示するばかりで、学校と保護者との2者の対立関係の改善を図ろうとしているようには見えません。そして、10月12日と15日に校長が行った関係児童への聴き取りの報告を受けないまま、10月30日に別件で学校訪問した際に聴き取りをしたことだけの報告を受け、内容については吟味しないままに関係が終わってしまっているように見えます。母親とは9月14日の県庁訪問以来、やり取りした形跡がありません。話が遡って申し訳ありませんが、9月3日に疲弊し、万策尽きたと吐露した校長に対し、教育委員会があくまで事実確認を指示したことで、校長と当該児童の保護者との関係性がさらに悪化したとは言えないのでしょうか。9月3日の時点で教育委員会には何ができたのか、それを踏まえてこそ、再発防止の提言ができるのではないのでしょうか。これ以降、高田の個人的な考えなので、割愛させていただきます。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。今の高田委員のお話の最中に新免委員がリモートで参加されました。リモートの委員の皆様、聞こえておりますでしょうか。今の高田委員のペーパー、意見の書いたものと、今それを口頭で読み上げましたけども、何かここで特に聞くべき質問とかございますでしょうか。あるいは意見とかがあれば出してください。よろしいでしょうか。それでは、今の高田委員の意見書は非常に重要な部分を含むと考えますので、今後、必要に応じて、これを答申に取り込んでいくことにしたいと思います。それから、今の高田委員の話の中にありました教育委員会についての聴き取りの不十分さについては、後半の聴き取りのところで、非公開の場で議論することにいたしますので、ご了解ください。それでは、高田委員、ありがとうございました。次の議題に移りたいと思います。再発防止に向けての提言についての前回の続きですね。第3章の6ページ以降のところになりますけれども、4番の組織対応と情報共有以下のところを進めていきたいというふうに考えております。まず、4番、組織対応と情報共有について、簡単にまとめて言いますと、それなりの組織の対応はあったんだけど、その組織のメンバーの間で十分情報が共有されていなかったために、組織的な動きとしては不十分だったのではないかというのが私の第1稿での趣旨ということになります。この点につき

まして、皆様のほうから補充のご意見とかがあれば出していただければと思います。よろしくお願ひします。どうでしょうか。特にこの第1原稿について、何か訂正あるいは補充についてのご意見ございませんか。安保委員、いかがでしょうか。

(安保委員)

そうですね、組織的に対応すべきであるっていうのは多分この10年ぐらいチーム学校ということで、1人でやるんじゃないくて、委員会を作ってやってくださいよっていうことなわけで、この小学校にもあったと思うのですが、それがちゃんと機能するためには何が必要だったのかっていう提言かなとは思うんですね。そこがまだちょっとインタビューのほうからは何が障壁になってたのかっていうのはまだあまりはつきり読み取れないような感じがあるというのが正直なところですね。その学校の当時のこの事案に係る委員会の組織だとか、組織に関する情報、これをどういうメンバーでどういう役職でどういう人が入っていたのかだとか、いじめに対する学校のポリシーっていうのは決めて公開してるということも基本的にはやってるはずなので、その当時のこの学校のポリシーを確認する。その辺の資料的のところっていうのももう少し欲しいなど。そのとおりにならなかったのは何でなのかっていう辺りからも提言のほうを書ければいいのかなというふうに思いました。

(小野部会長)

はい、ありがとうございます。そのほかに、リモートで参加の委員の方からご意見ございますでしょうか。伊藤委員、ございますか。

(伊藤委員)

はい、伊藤ですが、聞こえますか。

(小野部会長)

聞こえます。

(伊藤委員)

失礼いたします。先ほど高田委員からのご提言にもあったとおりですね、マニュアル軽視という点がやはりあるのではないかと思います。この子供たちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブックですね、ここにですね、校内いじめ対応システムの構築という5ページからの部分、ここをですね、確認をしますと、組織的な対応がどうあるべきかということが示されています。今回ですね、聴き取りから明らかになった点について確認をしますと、いじめ対策委員会で対応したというような、これまでの我々の認識がありましたけども、実態はこのいじめ対策委員会というものが明確には開かれなかった節があります。委員会として対応したというその中身ですけれども、いじめ対策委員会ではなく、別の委員会、ここではちょっと申し上げませんが、学校の中で設けられている、いじめとは別の目的に基づいて設定された委員会があります。そこで対応したという、こういう聴き取りのご回答がありました、先生からですね。実際にいじめ対策委員会は開かれませんでしたという、こういうですね、お話がありました。私はここは非常に大きな点かなというふうに思っています。つまり、組織的に対応するといったときに、どのようなね、目的で、つまり、いじめに対応する目的として組織的にこのフレームに基づいてですね、対応したかどうかという点が問題だというふうに認識しています。このマニュアル軽視の一端でもあるかなと思います。あと、印象ですけれども、当初ですね、5月23日だったと思いますが、この仲直りの会は担当の先生や主任の先生たちによって運営されました。そして、今度ですね、6月21日以降ですね、ほぼ校長先生の主導でこの対応が進められたんではないのかなと。本来関わるべき、組織的に関わるべき役割の先生方が実際にはよく分からなかつ

たというですね、聴き取りのお話がありました。つまり、役割分担が十分行われていたかどうかということについては甚だ疑問です。そういう意味で、私は当初から申し上げてきましたが、学校が組織的に対応したかどうか、その中身には大いに問題ありというふうに認識しています。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。既に次の役割分担の点も触れていただきましたが、学校のやはり組織的対応の不十分性というところでは委員間でも共通認識ができていないのではないかと思います。ほかにこの(4)の組織的対応と情報の共有化の部分について、補充のご意見ある方いらっしゃればご発言ください。鈴木委員はいかがでしょう。

(鈴木委員)

はい、鈴木ですが、聞こえますか。はい、ありがとうございます。今いろいろお話出てますが、やはりここにありますように、組織的な対応と情報の共有ってやっぱり非常に大事なポイントだと考えています。学校としての対応ということで、この本文の中に、学校は担任や学年主任に丸投げをするのではなくというふうに書いてあります。ただ、この部分ですけれども、とりあえず校長との関わりとか、恐らく副校長との関わり等があったので、丸投げの部分もあったんですけども、そうでない部分もあったということで、ちょっとその辺りを含めて書いていただければと思います。それが1点です。基本的には、組織としての対応という部分、先ほどもありましたが、それはあったんですけども、実際は組織というのが必ずしも目的的に使われていなかったんじゃないかなという懸念があります。組織はいろいろ立ち上げられていました。それが今回の事案に関して整合する形で組織が生かされたのかということが一つの課題だったのかなと思っております。三つ目ですけれども、ここにもありますが、校長をトップに校内対策委員会を作り、組織的に対応すべきであるとありますが、先ほど言いましたように、一応組織は作られていた。それが生かされなかったということが課題だったのかなと考えます。次に、外部機関との連携ということが最後のほうに書いてありますけれども、これはやはり非常に大事なポイントかなと考えます。学校の担任ないしは学年主任ないしは校長のみではやはり対応に苦慮するところがありますので、教育委員会に相談したという経緯があったと思います。教育委員会のいい意味でのリーダーシップ、イニシアチブとともに、やはり外部機関というか、専門機関というところとも連携を図っていく。これは後のテーマとも少し関わりがありますけれども、そういったところを多少厚く書いていただけると、学校、教育委員会、関係機関、こういったところの連携でいじめを防ぐ、その対応の在り方、事後対応の在り方ということが考えられるんじゃないかなと思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。ほかにご意見ある方、よろしいでしょうか。はい。それでは、ここは第1稿は私のほうで書いていて、比較的短いので、5、6までまとめていってしまいますと、今の点と関連しますけれども、(5)は教師の負担の軽減と役割分担ということで、これはもう僅か2行だけですけれども、特定の教員に過大な負担を課すようなことがあってはならないので、役割分担を明確にして実質的な対応関係を作るべきだということ、それから、(6)の適切な事後の対応ということで書いたことは、これはまあ事後対応のことで、学校としての保護者への説明会、それから原因解明、再発防止策の提示ということについて、学校がやるべきであったと思われることを書いたものでございます。ここまで含めて、もうこの(4)(5)(6)というのは全部関連しているところ、まあ(6)だけは少し事後対応の問題でするので別ですけれども、ここを通してご意見等があれば出していただければと

と思いますが、甲斐田委員、今までの…。あ、伊藤委員、ございますか。じゃあ伊藤委員、先で、その後、甲斐田委員に伺います。伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員)

はい、すみません、1点だけ。先ほども申し上げたんですけれども、部会長の文章の中にもあるですね、この校内対策委員会についてです。校内対策委員会の実態が果たしていじめ対策委員会として開催されていたかどうか、この部分は大きな、重要な部分ではないかなと私はと思いますが、例えば部会長のご認識は、これまでの聴き取り等をされてですね、果たして本当にいじめ対策委員会が開催されたかどうかというところはいかがでしょうか。私が聴き取りをさせていただいた範囲では、あれはいじめ対策委員会ではなくって、別の委員会だった可能性があるというふうに認識をしています。その辺りについて、お考え、いかがかなと思いますが、どうでしょうか。

(小野部会長)

ええ、今、議論の途中だったんですけれども、ちょっと安保副部会長のほうから、この内容についてはちょっと公開の場でないほうがいいんじゃないかと、この学校内組織の問題なので、非公開にしたほうがいいのかというご意見もあったんですけど、どうですかね。まあ公開でやっておりますから、急に非公開にはできないんですけれども、ですから、もし安保副部会長のご意見を通すとすると、後の非公開の後半のところこの部分についてするということでもいいし、まあ、公開の範囲で私のほうで特に問題がないような形で回答するとすれば、今、鈴木委員からもご回答あったように、一応、形式上は校内に対策委員会というのが作られていたようだけでも、それが組織的に対応できていなかったんじゃないか、あるいは鈴木委員のお言葉によれば、目的的に生かされていなかったんじゃないかというふうに評価するっていうことは私も異論がないところだと思います。先ほどの伊藤委員の整理にもあったように、6月21日以降は校長主導でいろいろ動いてしまってますね、結局、ほかの教員や、あるいはほかの校内の児童支援教諭とかスクールカウンセラーの方々の役割とその校長の動きとがうまく関連したのかなということについては、私も疑問を持っているところです。今のところ、私のほうではこの程度の認識ですけれども、何かそれについて補足のご意見や、違うということであればおっしゃっていただければと思います。じゃあ新免委員、先で、またその後甲斐田委員の意見を伺います。新免委員、どうぞ。

(新免委員)

短く申し上げます。先ほどから組織的対応、情報の共有などがいろいろと話題になっておりましたけれども、私は学校側としては組織的対応、情報の共有はしていたと思います。ただ、そのことが当事者の意に沿うような仕方ではなかったという、そんな感じが私はするわけです。どんな学校も一応組織的対応はしてるんだと私は理解してるんです。実際、当初たくさん資料が出されましたが、一応学校の教員たちのいろんな聴き取りが校長主導の下に行われて、それでまあ、私は再三申し上げてきたことなんですけど、大体同じような傾向の中身だったと私は読み取っています。そういった意味では、組織的対応はしてたと思います。それから、当事者のほうから、当事者のお母さんのほうから、いろんな思いを述べた文書もメモも記録も資料として読ませていただきましたけれども、それを見ても、一生懸命訴えてるんだけど、なかなかうまくいっていないという感じを持っていたんじゃないかという気がいたします。つまり、この当事者お二人、お母さんもお嬢さんも一生懸命求めているのに、それが十分に自分たちとしては求めているような答えにはなっていない、何を言っても理解されていないというような感じで、その厚い壁の前に立たされていたように思います。ただし、学校側はそれは対

応しているつもりだったと思うんですけども、結局は当事者の意に沿うような感じになっていなかったということ。しかも、重要な文言がありましたけども、あまり言いふらすと、そんなことよくないよという趣旨のことを医師のほうから言われたわけです。私はそういったところを見ると、学校側はそういった方向で対応していたと。逆説的にそう理解しています。誰もが組織におれば、そんな中に置かれると、なかなか適切な行動を取りにくい部分は確かにあるので、そこも勘案する必要があると思います。でも、学校側は対応した。しかし、当事者の意に沿う形じゃなかった。私はそう理解いたしました。以上です。

(小野部会長)

はい。甲斐田委員はここでご意見ございますでしょうか。

(甲斐田委員)

申し訳ない、今、検討対象になっているのが小野部会長の作成した意見書案というようなことになりますか。

(小野部会長)

ああ、そうです。

(甲斐田委員)

申し訳ない、ええとですね、7月15日に郵送していただいた資料には入っていないものですよ。

(小野部会長)

もっと前ですかね。

(甲斐田委員)

申し訳ない、私のファイリング漏れかもしれないんですけど、メール添付で送られた資料ですか。

(小野部会長)

違うんじゃないかと思うんですけど。前回の委員会でも、この再発防止提言の(1)(2)と進めてきて、今、今日はそれの(4)からやっているんですけども、該当箇所ちょっと分からないでしょうか。

(甲斐田委員)

申し訳ない、じゃあちょっとファイリング漏れですね。

(小野部会長)

すみません。

(甲斐田委員)

申し訳ない。ちょっと戻って、先ほど高田委員からちょうだいしたご意見ですね、それについてすぐにあれできなかったんですけども、そこを見せていただいていた意見なんですけども、私が前回の委員会でもって疑問を呈しただけで終わってしまった部分、これに対するまず再発防止提言とって、何ができるのかの部分から分からないというようなね、意見を申し上げたと思うんですけども、それに対して何というか、ひもといていただくというか、諦めずにまず、マニュアルがあるにもかかわらず、それにことごとく反したね、マニュアルを読めば、何というか、もっと適切な対応ができたはずであるのにそうではないというようなところについて、マニュアルを軽視してはいけないであるとか、あとは教育委員会の対応として、あれだけね、お母さんのほうからの相談が寄せられていたというような事実もあれば記録もあれば、非常に頻回な相談についてね、教育委員会もまさしく当事者であるってというようなところについてのご指摘を高田委員から整理した形で示していただいて、この高田委員のご意見、ぜひ再発防止提言の中にきちんと取り入れて、前回の私の意見みたいな、どこ

から手を付ければいいのか分からないというような諦めではなくて、せっかくね、非常に有用なマニュアルであるとか、そういったものがあるので、それに対してもう一回取り組み直すっていうような、そういった視点を我々の再発防止提言の中に入れていただきたいなというような、それは今回、高田委員からの意見をいただいて考えたところです。以上です。

(小野部会長)

はい、ありがとうございました。高田委員の意見書については、先ほど私まとめましたように、必要に応じて答申の中で、特にこの再発防止提言の中で取り込んでいくということにしたいと思えますし、現実的に今申し上げている(4)の組織的対応などの点については、伊藤委員からご指摘あったようなマニュアル軽視があったのではないかとこの辺りが正に関わってくるころだと考えております。そのほかに、この(4)(5)(6)辺りのところについて、特にご意見がありますでしょうか。特になければ次に…。あ、鈴木委員、ございますか。じゃあ、鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

(5)についてです。教員の負担の軽減と役割分担というところですけども、これも非常に大事な視点だと思います。負担軽減ということですけども、やっぱりこの中にあるように、組織的対応、それが非常に大事になってくるということで、校内における組織、本当に(4)との関係もありますけれども、そういったところをきちんと生かすというところの視点がやっぱり必要なかなと思います。二つ目は、やっぱり負担軽減において連携というか、やっぱり学校だけではなくて教育委員会であったり専門機関である関係機関であったり、そういったところの連携という視点ももし含めることができれば。それからやっぱり三つ目として、負担軽減の中で今マニュアルという話もありましたが、手順の確認というか、事象の評価というか、そういったところを踏まえてどういうふうな対応していくのかという、そういったマニュアルよりはもうちょっと簡便な手順というか、そういったことが確認できればというのが負担軽減についてです。

二つ目は、役割分担ということがありました。役割分担ですけども、やっぱり役割分担も校内における役割分担、これは前の聴き取りがあって、教員からの聴き取り等もありましたけれども、そういった組織を生かすという意味の役割分担も含めた組織的な関わり、それはやっぱり校内における役割分担を整理していく必要があるんじゃないかなと思います。二つ目は、役割分担として、やはり高田委員の話にもありましたが、教育委員会の役割っていうのが結構大事だなと思います。恐らく市内にはいろんな事例があって、多くのそういった指導事例が蓄積されているんじゃないかなと思います。そういった教育委員会の指導の事例というか、それをある程度体系化していただいて、こんなときにこんなことをするというふうなことの手順というか、それも含めた教育委員会との役割分担が大事かなと思います。三つ目は、先ほどもありました関係機関というか、そういったところ、専門性を生かしたそういったところの対応がもし必要な場合には、そういったところとの連携っていうのも最初からやっぱりきちんと想定しておく。それが連携による対応だと思います。最終的に、こういった再発防止を含めて、それぞれのメンバーの得意というか、その特性っていうのがきちんと生かされるような負担軽減ないしは役割分担があるといいなと考えております。以上です。

(小野部会長)

はい、ありがとうございました。そのほかに、本日の議題の4、5、6のところを通してでも、ご意見があればおっしゃってください。特によろしいでしょうか。新免委員、ございますか。どうぞ。

(新免委員)

また簡潔にできるだけ申し上げたいと思います。鈴木先生のおっしゃる役割分担、これは根本的に重要だと私も認識しているということを前提で、私なりの感じたことを申し上げさせていただきます。役割分担はもうどの組織にも必要で、それぞれがきっちり自分の分を守って責任を果たす、これはもう仕事の基本ですけども、それはでも建前としてはそうですけども、じゃあ何か具体的な事案、何か具体的なことが上がってきたときに、役割分担の役割の範囲内、自分の責任の範囲内に閉じこもってしまうと、やっぱりそれはどうしてもその事案に適切に対応しにくい状況も出てくるんじゃないかと思います。つまり、気が付いた人がそれなりの動き方をするというか、役割だけじゃなくて、状況判断ですね。私はもう何回もしつこく言っていることですけども、学校側が作成した資料には、見事なまで傾向があるじゃないですか。あの当事者はこうだったというようなところで、つまりその当事者に対する関係者たち、教員たち、あるいはカウンセラーも含めて、お考えは基本的に同じラインだったんですね。私はそういったことって本当にあり得るのかってずっと疑問持ってきたんです。あの問題が発生する前に、やっぱりあの当該小学校はそれはそれなりに役割分担はやってきたんだと思います。それがこういったことになって十分できないことになったのは、やっぱりそれは状況判断がなかなか難しかっただけじゃなくて、自由にその役割を超えて状況判断、例えばカウンセラーが担任の先生あるいは管理職の方に、あるいは校長、教頭に、そういったことで自由にものを言える、役割分担を超えたものがやっぱり必要ではなかったかと思います。これはもちろんそういった人を批判しているんじゃないくて、誰もが直面する問題として私はそう思います。役割分担は非常に大事ですけども、役の中にはまって、それを超えたことをやらないっていうことになってしまうと、組織は硬直化して、このように人間存在がつぶされていく、息の根が止められる。私はそう思います。以上です。

(小野部会長)

はい、ありがとうございます。それでは、私の…。甲斐田委員、ございますか。どうぞお願いします。

(甲斐田委員)

はい、申し訳ない、資料について、すみません、確認できました。その上で、教員の負担の軽減と役割分担というようなところ、ここもちろんすごく重要な視点で、私は本業は労働を中心とした弁護士なもので、教員の先生の過労死問題であるだとかね、特給法というんですけど、残業代させ放題の法律がおかしいんじゃないかとか、そういったことにね、教員の先生の過労について取り組むような機会も逆にあるんですよ。そういった視点について、ただ、今までの仙台市のいじめ問題に関連して、もう既に共有している再調査報告書等でそういった教員の先生の過重な負担、過労がこういったいじめの対処に対して問題を生じさせている遠因というか背景にあるんじゃないかということは既にもう、ごく詳細に指摘されて教育委員会でも共有されているところだとは思っていますよ。ただ、それもそうなんだけれども、何というのかな、一番重要な子供の健康であるだとか、教育を受ける権利が害されるという重大事態に当たるようないじめですよ。それに対する対処がここまでずさんなものになってしまっている。出てきた特定の先生とは言わないですけども、責任あるお立場の先生の、何というのかな、今回被害児童のお母さんの被害申告、重ねて被害をお伝えになって、言葉でも文章でも面談でも電話でも、先生に対しても教育委員会に対しても各種支援機関に対しても、あれだけ何とか伝わらないかというようなことで被害や助けを求めていたお母さん中心としたご両親の被害申告に対して、正直もう学校はいわゆるクレーマー、モンスタークレーマーみたいな形でまとめて、幾ら被害を訴えても聞く耳を持たなかったというようなところ、そこは学校、教員、受け止める余力

がなかったとしても、何というか、一番重要なところを目をつぶり耳をふさいでというような、機能を失っていますよね。ですので、教員の負担の軽減と役割分担というようなところ、今まで既に再調査等で報告書等で指摘されているところを繰り返すというのではなくて、また前回と同じ、根本のところではやらなきゃいけないことを見過ごしてしまうような体制は、本当にもう既に崩壊しているというか、大きい問題があるというようなところはきちんと指摘していかなきゃいけないというふうに感じました。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。今、甲斐田委員のおっしゃった根本問題をきちんと受け止められなかったということの原因はどこにあるということになりますでしょうか。

(甲斐田委員)

私ですか。

(小野部会長)

甲斐田委員のご発言の中にちょっと質問を返ささせていただいて何だけど、結局…。

(甲斐田委員)

どちらですか。

(小野部会長)

学校が本件の健康問題を…。

(甲斐田委員)

健康被害が教育を受ける権利が損なわれているということを受け止められなかったことか、それともそれを受け止める力としての学校や教員に余力がないということの問題なのか。

(小野部会長)

前者のことでお尋ねしました。

(甲斐田委員)

それを受け止めて、例えば重大事態であるというふうに声を上げますよね。ただ、重大事態としての対処、時間であるだとか人員であるだとか、リソースを割かなきゃいけなくなる。見て見ぬふりをすれば人員やリソースを割かないで済むようになる。根本的な志としては子供を助けたいと思っていたとしても、時間が足りない、疲労が限界というような中で、見て見ぬふりをすることが最も合理的な選択というふうになってしまうというのは、もうそれは学校の先生の世界だけではなくて、我々いろんなところで実感も見聞きもしているところだとは思いますが。

(小野部会長)

分かりました。ありがとうございました。そうしますと、私の第一稿にはなかったんですけども、この提言に入れたほうが良いというものとして、前回まで出てきたこととして、子供の意見表明権という話があったかと思いますが、これについては提言で取り上げるとするとどういうふうにしたらいいかというか、当然、子供の意見表明権を重視、尊重するということになると思うんですけども、この点について伊藤委員ですかね、最初に提言にこれを取り上げたらいいのではないかというふうなお話をいただいたと思うんですけども、ちょっと伊藤委員のほうからこの子供の意見表明権について提言の中でどのような展開をすればいいかということについて、お考えがあればお示しくださいませ。

(伊藤委員)

この提言の中のどこかにそういう視点は必要だと思います。それをこの現在の章立てでいうと、まず最初の第3章の1の事案から浮かび上がった問題点という項があるわけですが、ここの(1)の前に、一つは子供の権利を守る視点の不十分さとか欠如とかというような新たな項、それから、もう一つは、これは私、ちょっと今話ずれるかもしれないんですけども、この部会長の提言の4ページのところに、これは(2)のケですね、この当該児童への配慮というところで、今、こういう文言になっているわけですが、ちょっとここでは具体的には言いませんけれども、ここにもう一つ、年齢に対する配慮という視点が私はあるのではないかなというふうに感じています。ということで、ここにさらにそういう文言を入れつつ、さっき言った第3章第1項の新たに(1)として、幾つかの例えば基本的な視点の改善に向けての大きなポイントを起こしたらどうか。つまり、かなり全体として細かな指摘が多いような気がするんです。ただ、その前にもっと重要な本質的な改善点を示す項があってもいいんじゃないかとか、それが必要じゃないかなと思います。一つは、ですからそうした子供の権利、とりわけ意見表明権を保障する視点、これは子供の命が失われるということは子供の学ぶ権利自体が失われるということでもあるわけですから、まず権利意識、子供の権利を守るという、こういう学校に対する重要な最も本質的な視点を強調する必要はあるんじゃないかなというふうに思っています。その上で、年齢とか発達段階に対する配慮、視点という、そういったところも加える必要があるのではないかなというのが私の意見です。それに関連して、先ほどから高田委員のご指摘にもあるように、私はマニュアルを照らし合わせながら考えているわけですが、一つは当然マニュアル軽視という問題点あります。ただ、同時に、マニュアルの不十分さという点も指摘する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。具体的に言うと、こちらのほうの、皆さんお手元にあつたら、この見て分かる「いじめ防止マニュアル」、もしお手元にありましたら、これの23ページに、発達段階に応じた聴き取りという項目があるわけですね。この発達段階に応じた聴き取り。ここに小学生の特徴として、下学年の特徴、上学年の特徴ということでざっくりと二つずつ書いてあるわけですが、ここには下学年に対する、下のほうにも感情を受け止めるという指摘があるわけですが、これでは足りないだろうというふうに感じるわけですね。とりわけ下学年の子供たちのこうした出来事に対して、もう少しマニュアルを強化する視点、不足を補う視点を提示する必要があるんじゃないか。前回から申し上げているように、推論ができない子供にとっての意見というのが、やはり非常に重要な子供の訴えを含んでいるという、感情だけではなくてその内容をどう受け止めていくのかというようなマニュアルの不備に対する視点も、やはり入れていく必要があるのではないかなというふうに思うわけです。取りあえず以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。この子供の意見表明権については、新免委員もご発言があったと思うんですけども、ここで補充的なお話はございますでしょうか。

(新免委員)

私もかなり繰り返し申し上げてきたので、屋上屋を架すような発言をしてもあまり意味がないと思います。同じことの繰り返しになると思うんですけども、とにかく何かこう、こんな表現変ですけども、どうも扱いにくい人間がいたとしてですよ、じゃあ扱いにくさというのは、その本人にではなくて、本当はそれに対してうまく適応できていない外側のほうにあると、私はそういった考え方をする人間なんです。じゃあ、追い詰められた側にすればどこに頼るかという、なかなか頼るところがない。居場所がないのが普通です。まず、いじめという言い方、ちょっと一般論として今言いま

すけれども、一般論としてのいじめでは、やっぱり同質集団であるということが一つの条件としてありますよね。そういったことが起こる場合。しかし、そこには多様な人間関係、地域性とか、あるいは大人、周りのいろんな人たちとの間で守り守られる関係はまあないです。それから、集団で互いに共同でできる共同性、そういったものがまた見失われがちですね。特に、いじめには必ずといっていいほど笑いが含まれます。いわゆる冷笑というやつですね。あるいは蔑視ということもそこに含めていいと思います。よくにらんだとかにらまなかったとか、そんなことも私、話題にしたんですけども、それをそういうふうなレベルで考えると、やっぱりかなりきわどい問題が含まれてくると思います。笑い、冷笑も含みます、やっぱりいじめということの中には。一つ対多数派との間では、やっぱり多数派が一つの存在へと話題を向けて、排除を共有したときにいじめは見事に起こります。その一つの存在はそれに耐えることはできないのが普通です。それから、閉鎖的な集団であるということですね。今の学校世界、どこの学校に限らず、そういった条件が全てそろっていると思うんですけども、だからこそ子供の意見表明は非常に大事で、意見表明を周りが良しとし、社会でそれをやっぱりそういったものだという価値観を共有してそういった空気を作っていくことによって、子供の育ちをみんなで支えていくということは、その子供の育ちを支えている人たちみんなを逆に支えることになるんですよ。今の社会はそれが一番ないんじゃないですか。私は、これは本当に社会の仕事だとも思っているんで、そういった意味でこういった委員会に関わらせていただいておりますけれども、私たちは、この先、いろんな提言を考えて、それを世の中に訴えたいんですけども、やっぱりそれが子供の育ちということをみんなで支えることが、また逆に社会の大人も支えることになる。こういった気持ちをやっぱり共有したいな。そういった延長線上で私は子供の意見表明権は非常に大事であると思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。そのほかに、この子供の意見表明権についてのご意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしますと、本日予定しましたこの再発防止に向けての提言の残りの部分についての議論は、一応段落がついたということになります。そして、冒頭に申し上げましたとおり、公開の部はここまでとなりますので、この後の協議は非公開となりますので、傍聴の方及び報道関係の皆様は、ご退室をお願い申し上げます。

(傍聴者・報道関係者退室)